



# 長野県報

2月26日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1841号

## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(土地・景観課) .....	2
長野県後期高齢者医療広域連合の設置の許可(市町村課) .....	2
公共測量の実施(土木政策課) .....	3
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路課) .....	3

### 公告

災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理防災課) .....	3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観課) .....	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) .....	4
長野県公債の償還(財政課) .....	4
一般競争入札(5件)(県立病院課) .....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(2件)(農地整備課) .....	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の縦覧(農地整備課) .....	9
一般競争入札(19件)(県立病院課) .....	9
一般競争入札(河川課) .....	24
一般競争入札(砂防課) .....	25
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課) .....	26
一般競争入札(2件)(交通政策課) .....	26
一般競争入札(障害福祉課) .....	28
一般競争入札(県立病院課) .....	29

正誤(森林整備課) .....	30
-----------------	----



### 長野県告示第74号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年2月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称  
千曲市
- 2 事業の種類  
千曲市更埴体育館駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
千曲市大字杭瀬下字綿主地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
千曲市更埴体育館駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関するものである。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)  
本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講ずることを確約しており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

千曲市更埴体育館(以下「体育館」という。)の平成17年度の利用者数は、62,292人で、一日平均204人となっている。体育館の駐車場は、体育館周辺に50台、体育館西側公園横に25台、体育館東側にあんずホールとの共用で134台の合計209台が整備されている。通常日の体育館利用者数は200人程度なので、駐車場が不足することはない。

しかし、体育館は、更埴インターチェンジから車で約10分の位置にあり、交通の便が非常によいことから、様々な広域的大会が開催されており、大きなスポーツ大会等が開催される時やスポーツ大会の開催とあんずホールのイベントの開催が重なる時などには、駐車場が不足し、体育館玄関前の車道に駐車され、循環バスの通行にも支障が生じている。

平成17年度に、大きなスポーツ大会等の開催で駐車場が不足した日は22日あり、スポーツ大会の開催とあんずホールのイベントの開催が重なり駐車場が不足した日が12日あった。この駐車場が不足した日を合計すると34日になり、これは、体育館の年間開館日数305日の約11%に当たり、10日に一回は、駐車場が不足していることになる。

このような現状の中、本件事業が施行されれば、新たに50台分の駐車場が整備されることになり、大きなスポーツ大会等の開催が駐車場の心配をせずにできるようになるとともに、体育館の利便性が向上し、千曲市民のスポーツに親しむ機会が増えることから、千曲市民の健康の保持増進にもつながるものと考えられる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、既存の駐車場、公園等に隣接しており、周辺に民家は少なく、完成施設が地域住民の生活環境へ及ぼす影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

既存の駐車場では、大きなスポーツ大会等の開催に対応できないこと、また、利用者からも駐車場の整備について要望されていることから、早期の対応が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、駐車場の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所更埴庁舎

土地・景観課

### 長野県告示第75号

長野市長、松本市長、上田市長、岡谷市長、飯田市長、諏訪市長、須坂市長、小諸市長、伊那市長、駒ヶ根市長、中野市長、大町市長、飯山市長、茅野市長、塩尻市長、佐久市長、千曲市長、東御市長、安曇野市長、小海町長、佐久穂町長、川上村長、南牧村長、南相木村長、北相木村長、軽井沢町長、御代田町長、立科町長、長和町長、青木村長、下諏訪町長、富士見町長、原村長、辰野町長、箕輪町長、飯島町長、南箕輪村長、中川村長、宮田村長、松川町長、高森町長、阿南町長、清内路村長、阿智村長、平谷村長、根羽村長、下條村長、売木村長、天龍村長、泰阜村長、喬木村長、豊丘村長、大鹿村長、上松町長、南木曾町長、木曾町長、木祖村長、王滝村長、大桑村長、波田町長、麻績村長、生坂村長、山形村長、朝日村長、筑北村長、池田町長、松川村長、白馬村長、小谷村長、坂城町長、小布施町長、高山村長、山ノ内町長、木島平村長、野沢温泉村長、信州新町長、信濃町長、飯綱町長、小川村長、中条村長及び栄村長から申請のあった長野県後期高齢者医療広域連合の設置については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、平成19年2月20日付けで許可しました。

平成19年2月26日

長野県知事 村井 仁

市町村課

長野県告示第76号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年 2月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類  
公共測量（1万分の1地形図作成）
- 2 作業期間  
平成19年2月2日から平成19年3月16日まで
- 3 作業地域  
飯田市 上村・南信濃地域

土木政策課

長野県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年 2月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
安曇野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊科都市計画道路事業 3・4・8号 神明通線  
3・4・4号 中学通線  
3・6・2号 中央通線
- 3 事業施行期間  
平成12年8月31日から  
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成13年長野県告示第458号の事業地のうち、安曇野市豊科南穂高地内を加える。
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

長野県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年3月14日まで、長野県土木部道路課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 2月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高牧1298番の6地先から 安曇野市穂高有明1402番の3地先まで	旧	7.0~17.3 m	3.4529 km
同 上	新	6.0~23.8	6.8074

道路課



公告

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定しました。

平成19年 2月26日

長野県知事 村井 仁

指定地方公共機関の名称及び所在地  
社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
長野市若里7丁目1番7号

危機管理防災課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年 2月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
佐久都市計画地区計画 岩村田相生町南地区 地区計画
- 2 縦覧場所  
長野県企画局土地・景観課及び佐久市役所

土地・景観課